

令和元年度第 1 回茨木市空家等対策協議会

－ 会 議 次 第 －

◆ 日 時 令和元年 11 月 20 日（水） 午後 1 時～ 3 時

◆ 場 所 茨木市役所南館 3 階 防災会議室

◆ 次 第

1 開会

2 委員紹介

3 協議案件

○会長選出、会議の公開・非公開の決定

○茨木市空家活用提案事業 プレゼンテーション及び二次審査

・ 審査の概要説明

・ 申請者等によるプレゼンテーション（事業説明）

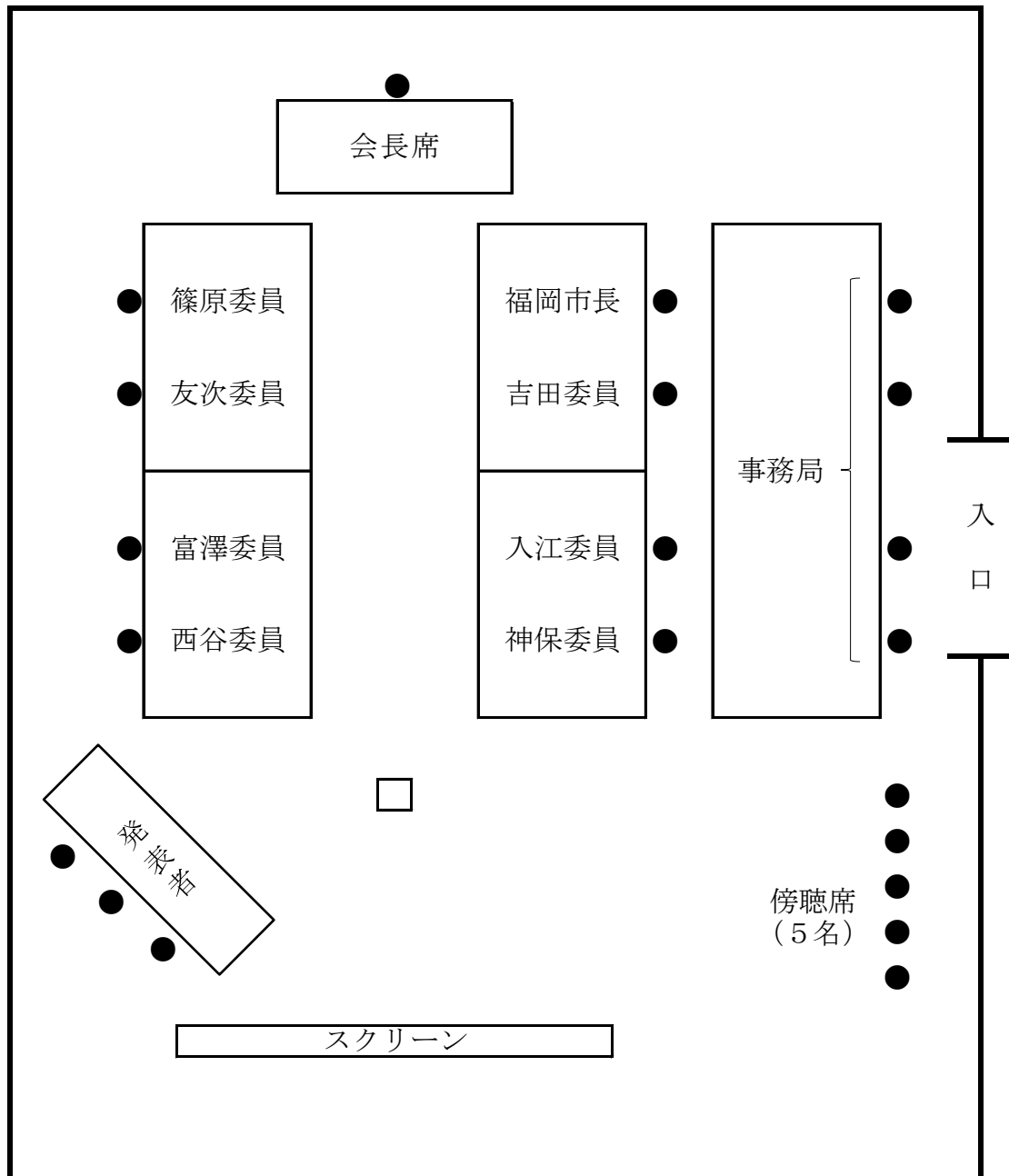
・ 意見交換

・ 採点集計結果の報告

4 閉会

令和元年度第1回 茨木市空家等対策協議会 配席図

令和元年11月20日（水）
茨木市役所 南館3階 防災会議室
（敬称略）



茨木市空家等対策協議会委員名簿

(委員)

区分	分野	氏名	職・経歴
学識経験者等	住宅	吉田 友彦	立命館大学政策科学部教授
	建築	井上 えり子	京都女子大学家政学部准教授
	文化	井上 典子	追手門学院大学地域創造学部教授
	法務	入江 寛	入江 寛法律事務所（弁護士）
	建築	神保 勲	(株)神保塗装代表取締役（一級建築士）
	不動産	大脇 久徳	(株)富士商会代表取締役
市議会議員		篠原 一代	建設常任委員会委員長
		友次 通憲	建設常任委員会副委員長
市民		富澤 秀雄	
		西谷 友香里	

茨木市規則第32号

茨木市空家等対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第3条の規定に基づき、茨木市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、茨木市附属機関設置条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、市長及び委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 市議会から推薦された市議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 市長は、あらかじめ指名する職員を協議会の会議に代理出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、第3条第2項第3号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(秘密の保持)

第8条 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

茨木市審議会等の会議の公開に関する指針

(趣旨)

第1 この指針は、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）第29条に規定する会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

(公開の対象となる会議)

第2 公開の対象となる会議は、市民、学識経験者等で構成され、法令、条例、規則又は要綱の定めるところにより、市の事務について審議、審査、調査等を行うために設置された機関（以下「審議会等」という。）の会議とする。

(会議の公開の基準)

第3 審議会等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 会議において、次に掲げるいずれかの情報について審議する場合

- ア 個人に関する情報（条例第7条第1号）
- イ 法人等に関する情報（条例第7条第2号）
- ウ 任意の提供に関する情報（条例第7条第3号）
- エ 公共の安全等に関する情報（条例第7条第4号）
- オ 審議、検討等に関する情報（条例第7条第5号）
- カ 事務又は事業に関する情報（条例第7条第6号）
- キ 法令等の規定による情報（条例第7条第7号）

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(公開・非公開の決定)

第4 審議会等の会議の公開・非公開の決定は、審議会等の長が当該会議に諮って行う。

2 審議会等は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法等)

第5 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会場に傍聴席を設ける。

3 審議会等は、原則として事前に傍聴を希望する者のうちから先着順に予約を受け付け、傍聴を認めるものとする。

4 審議会等は、会議の開催時間中に、傍聴者を対象とした一時保育を実施するように努めるものとする。

5 審議会等の長は、公開する会議の審議に関して提出された資料を、事前に傍聴予約のあった傍聴者が閲覧できるようにするものとする。

- 6 審議会等の長は、事前に傍聴予約のあった傍聴者の希望に応じて、前項の資料を傍聴者に配布することができる。
- 7 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に当たって守るべき事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第6 審議会等は、公開する会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前までに、会議開催について公表するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- 2 審議会等は、第5第4項に定める一時保育の手続を行う場合は、会議開催予定日の3週間前までに、前項の公表を行うものとする。
- 3 会議の開催の公表は、掲示場への掲示、市ホームページへの掲載等の方法により行うものとする。
- 4 会議開催の公表事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議名
- (2) 議題
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 傍聴定員
- (6) 傍聴手続の方法
- (7) 一時保育に関する事項
- (8) その他必要な事項

(会議録の作成)

第7 審議会等は、会議の終了後1か月以内に、会議録を作成するものとする。

(会議録の閲覧等)

第8 審議会等は、会議録及び会議資料等を市民の閲覧に供することにより、会議の結果を公表するものとする。ただし、第3各号に掲げる情報に係る会議録及び会議資料については、この限りでない。

- 2 会議の結果の公表は、市ホームページへの掲載、情報ルーム、図書館への設置等の方法により行うものとする。

(運用状況の公表)

第9 市長は、審議会等の会議公開の運用状況について、毎年1回公表するものとする。

附 則

この指針は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この指針は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この指針は、平成 28 年 4 月 11 日から実施する。

附則

この指針は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。